

生活衛生・食品安全企画課

1 カネミ油症対策

従前の経緯

- 昭和43年に西日本を中心に発生した米ぬか油を原因とする食中毒事件。
- 原因企業であるカネミ倉庫が患者に医療費等の支払を行うとともに、政府においては、昭和60年の三大臣（法務大臣、厚生大臣、農林水産大臣）による確認事項に基づき、油症治療研究班による研究・検診・相談事業の推進や政府所有米の保管委託によるカネミ倉庫の経営支援を行ってきた。
- 平成20年度には、油症患者を対象として健康実態調査を実施し、現在の健康状態、病歴、治療歴、家族等に関して回答いただいた健康実態調査の調査結果について、油症研究の推進に資するための解析を行うため、平成21年度に「油症患者健康実態調査の解析に関する懇談会」を設置し、平成22年3月、同懇談会により健康実態調査結果の報告書が取りまとめられた。
- 平成24年には、超党派の議員連盟等において、健康実態調査の実施と健康調査支援金の支給、診断基準の見直しによるカネミ油症患者の認定範囲の拡大や、政府所有米の保管委託の拡大による将来にわたる安定的な医療費の支給の確保及び一時金の残余等の支払い等といった新たな総合的な支援策を講じるべきとの意見がまとまり、これらの支援策の継続的な実施を担保するための議員立法「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が平成24年8月29日に可決成立し、同年9月5日に公布・施行された。
- 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」が策定され、平成24年11月30日に告示された。
- 「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」に基づき、平成25年6月21日に、国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫、患者団体で構成された第1回三者協議が開催された。
- 「平成25年度カネミ油症健康実態調査事業の実施について」（平成25年5月15日付食品安全部長通知）に基づき、健康実態調査を開始し、その後毎年度調査を実施し

ている。

- 平成27年9月に法施行後3年を迎えたことから、法附則第2条の規定に基づく必要な措置の一環として、国は、三者協議において、これまでの施策に加えて、
 - ① 患者が油症検診の結果を継続的に把握し、健康相談を実施できる体制を充実すること
 - ② 効果的な治療プログラムの開発に向けて、漢方薬を用いた臨床研究を推進すること
 - ③ 都道府県に相談支援員の設置を進め、相談に関するネットワークを構築すること
 - ④ 油症患者受療券の制度の対象となる医療機関の更なる拡大を図ることの4つの支援措置を示し、平成28年4月に「カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針」の一部改正を行ったところである。

今後の取組

- 引き続き、国（厚生労働省、農林水産省及び関係省庁）は、「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」に基づき、施策の総合的な推進を図る。

特に、平成28年4月に改正した基本指針に基づき、これまでの施策に加えて、相談体制の充実など4つの支援策を実施し、施策の更なる推進を図る。

※これまでの主な進捗状況

①健康実態調査の実施

平成25年度の調査協力者：1,406名

平成26年度の調査協力者：1,437名

平成27年度の調査協力者：1,443名

平成28年度の調査協力者：1,437名

平成29年度の調査協力者：1,425名

②油症患者の認定

平成24年12月3日に診断基準を改定。平成29年12月末までの認定患者数は、2,318人（うち同居家族認定は318人）。

③三者協議の開催

国（厚生労働省、農林水産省）、カネミ倉庫株式会社、カネミ油症患者による三者協議が、平成29年6月24日（第10回）及び平成30年1月20日（第11回）に開催され、カネミ油症患者に関する施策の推進のために必要な事項について協議を実施。

- 相談体制の充実にあたっては、都道府県に設置する相談支援員向けの業務マニュアル

を油症治療研究班と連携して作成し、平成28年4月から国の委託事業として、都道府県等に相談支援員を設置している。現在のところ、広島県、高知県、福岡県、長崎県及び九州大学に設置している（各1名、計5名）。

また、相談支援員に対し、基本的な知識の習得や意見交換の機会を確保するため、平成30年度においても、引き続き、相談支援員研修会を継続して実施する等、患者への相談支援体制の確保に努める。

都道府県等に対する要請

- 本年1月30日に開催したカネミ油症行政担当者会議において、各都道府県等にご対応いただきたい事項をお願いしたところであるが、改めて以下に掲げるカネミ油症患者の支援等に関して、引き続きご協力をいただくよう、重ねてお願いする。
- 各都道府県等における油症患者の認定手続きについて、引き続き円滑な実施をお願いする。また、認定時には、国への状況報告も引き続きお願いする。
- 患者から、居住地の移転に関する連絡を受けたときは、油症患者の同意を得た上で、連絡方法に関する油症患者の希望など、必要な情報を関係の都道府県等に提供するようお願いする。
- 法の趣旨に鑑み、健康実態調査の実施及び調査協力者への健康調査支援絵金の支払い等の支援措置を確実に実施する必要があるため、平成29年度末現在の患者数等の情報について、今後調査をお願いするので、必要に応じて、管下市区町村が保有する住民基本台帳情報との突合を行うなどにより、正確な情報の把握及び報告にご協力をお願いする。
- 健康実態調査の実施については、患者の状況を把握している各都道府県の協力が必要不可欠であり、平成30年度以降も協力をお願いする。なお、実施にあたっては、患者の方々からの要請を踏まえ、予算成立後、速やかな調査をお願いしているところであり、引き続きよろしくお願いする。
- 健康調査支援金の支払いについて、従来は調査票の確認後9月末までの支払いをお願いしていたが、三者協議での患者団体の意見を踏まえ、出来るだけ速やかに（遅くとも9月末までに）支払っていただけるようお願いする。なお、健康調査支援金の支給対象

者が生活保護受給者の場合は、「カネミ油症患者に対する健康調査支援金等の生活保護制度上の取り扱いについて」（平成25年6月28日付厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課長・社会援護局保護課長通知）を参照していただきたい。

- カネミ油症検診については、油症治療研究班に関係自治体が参画して実施しているところであるが、引き続き、油症治療研究班と連携して、必要な検診体制の整備をお願いする。検診希望日程の調整に際しては、複数の候補日程や場所を提示するなど、検診の利便性を高めるよう工夫をお願いする。

本年1月20日に開催された第11回三者協議では患者から以下の3点について要望があったので、引き続き検診体制の整備をお願いする。

- ① 平日だけでなく、休日にも受診できるよう検診日程の調整をお願いしたい。
- ② 歯科検診は毎年度受診できるよう、診療科目の調整をお願いしたい。
- ③ 事前に予約を行わなかった場合にも対応できるよう、人数枠を柔軟に設定してほしい。

加えて、未認定者が検診を受診した際には、懇切丁寧に対応してほしいとの患者の声もあるので、配慮をお願いする。

また、健康実態調査票の送付の際に検診の案内を同封するなど検診の周知について協力をお願いする。

- 相談支援体制については、カネミ倉庫からの医療費の支払や健康、生活面に関する相談をしたいなどの要望が患者から寄せられていることから、患者への支援の充実等を図るため、国の委託事業を積極的に活用することにより、相談支援員を設置する等適切な相談対応をお願いする。

- 油症患者受療券利用可能医療機関の拡大について、平成30年度においても、平成28年4月に改正された基本指針において「油症患者受療券の制度の対象となる医療機関数の更なる拡大を図る」こととされていること及び三者協議での患者団体の要望を踏まえ、患者から希望があった全ての医療機関への要請を行うこととしたいと考えている。

追って、個別の医療機関に対する受療券の利用に係る要請について、対象医療機関が所在する都府県及び医師会等に対して、協力依頼を送付したいと考えているので、ご協力をお願いする。

- 平成25年度の油症治療研究班において、医療従事者向けの啓発パンフレットを作成したところである。また、医療従事者への的確な普及啓発等のため、平成28年12月

に厚生労働省ホームページのレイアウトを改善しているので、これらを活用し、引き続き、都道府県医師会や医療機関への周知をお願いします。

2 森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力

従前の経緯

- 昭和30年に西日本を中心に、人工栄養の乳幼児の間に発生した食中毒事件。
- 「三者会談確認書」(昭和48年12月23日)に基づき、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発0227第1号食品安全部企画情報課長通知)等により、(公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請している。
- 森永ひ素ミルク中毒被害者の高齢化に伴い、今後、高齢者福祉の分野での取組が重要となってくることや更なる行政協力を推進していくため、平成25年2月27日付で、「(公財)ひかり協会の行う事業に対する行政協力について」(平成25年2月27日食安企発0227第1号食品安全部企画情報課長通知)、「(公財)ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発0227第2号食品安全部企画情報課長、障障発0227第2号障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)を改正し、また、「(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について(依頼)」(平成25年2月27日食安企発0227第3号食品安全部企画情報課長、老高発0227第1号老健局高齢者支援課長、老振発0227第1号同局振興課長、老老発0227第2号同局老人保健長連名通知)を発出したところである。
- 高齢期を迎えた障害を持つ被害者が直面している生活の場の確保に関連して、前掲の施設入所等に関する通知を再周知するため、各都道府県に対し、「(公財)ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(平成28年9月26日事務連絡)を発出した。
- 健康管理手当の収入認定について、「ひかり協会が『自立奨励金』の見直しにより創設した『健康管理手当』の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」(平成27年11月27日生食企発1127第1号生活衛生・食品安全部企画情報課長通知(平成26年8月28日食安企発0828第2号一部改正))を発出した。
- 住所不明者の情報提供について、「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について」(平成26年12月3日食安企発1203第2号食品安全部企画情報課長通知)を発出した。

- 本年1月30日、「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」を開催し、(公財)ひかり協会が行う森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を要請した。

今後の取組

- 被害者の多くが60歳代を越え、中でも障害を有する被害者の方やその親族の高齢化に伴い、施設入所やグループホームに入所・利用するための生活の場の確保や、まもなく65歳を迎えて介護保険サービスに移行する際にそれまで利用していた障害福祉サービスが受けられなくなるのではないかとといった課題・不安を抱えている。
こうした状況を踏まえ、「三者会談確認書」に基づき、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」等と協議しつつ、(公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力を都道府県等に要請することとし、必要に応じて関係通知を改正する等の措置を講じることとしている。

都道府県等に対する要請

- (公財)ひかり協会が実施する森永ひ素ミルク中毒被害者救済事業に対する行政協力については、被害者の置かれた状況を踏まえ、引き続き、次に掲げる5点について、配慮をお願いする。
 - ① 窓口担当部局において、保健医療、障害福祉、高齢福祉等を担当する部局のほか、都道府県労働局、市町村、保健所等の関係行政機関との連絡調整を図るための会議を定期的で開催すること。
 - ② (公財)ひかり協会が開催する関係者間の連絡調整を図るための会議(地域救済対策委員会等)に対する出席の要請を受けたときは、可能な限り対応すること。
 - ③ 厚生労働省の関係通知や「森永ミルク中毒事件全国担当係長会議」等による厚生労働省から都道府県等への行政協力の依頼内容については、市町村等に対する周知を徹底すること。
(例:「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等に係る留意事項等について」(平成27年2月18日付社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課事務連絡))
 - ④ 市町村に対し、(公財)ひかり協会が作成している現在障害のある森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿の写しを、個人情報取り扱いに留意し、交付すること。

- ⑤ 「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(平成28年9月26日事務連絡)において、取組の具体例を示した上で、積極的な行政協力の継続及び実際に支給決定等の事務を行う市町村への周知を依頼しており、引き続き、施設入所等の取組が促進されるよう、ひかり協会と連携して適切な対応を行うこと。

3 食品の安全性確保に関するリスクコミュニケーション等の取組

従前の経緯

- 厚生労働省においては、関係府省庁と連携しつつ、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進している（食品安全基本法第13条並びに食品衛生法第64条及び第65条）。
- ※ リスクコミュニケーションとは、消費者、事業者、関係省庁等の関係者が食品の安全性に関する情報や意見を相互に交換して関係者間の信頼関係を醸成し、社会的な合意形成の道筋を探ろうというもの。
- 具体的には、食品中の放射性物質対策、輸入食品の安全性確保等に関する意見交換会の開催を始め、ホームページの充実、Twitterを用いた情報発信、パンフレット等の作成、消費者団体や事業者団体との交流等に取り組んでいる。
- そのほか、都道府県等が開催する意見交換会に対しても、可能な限り講師やパネリストの派遣等を行うなど協力している。

今後の取組

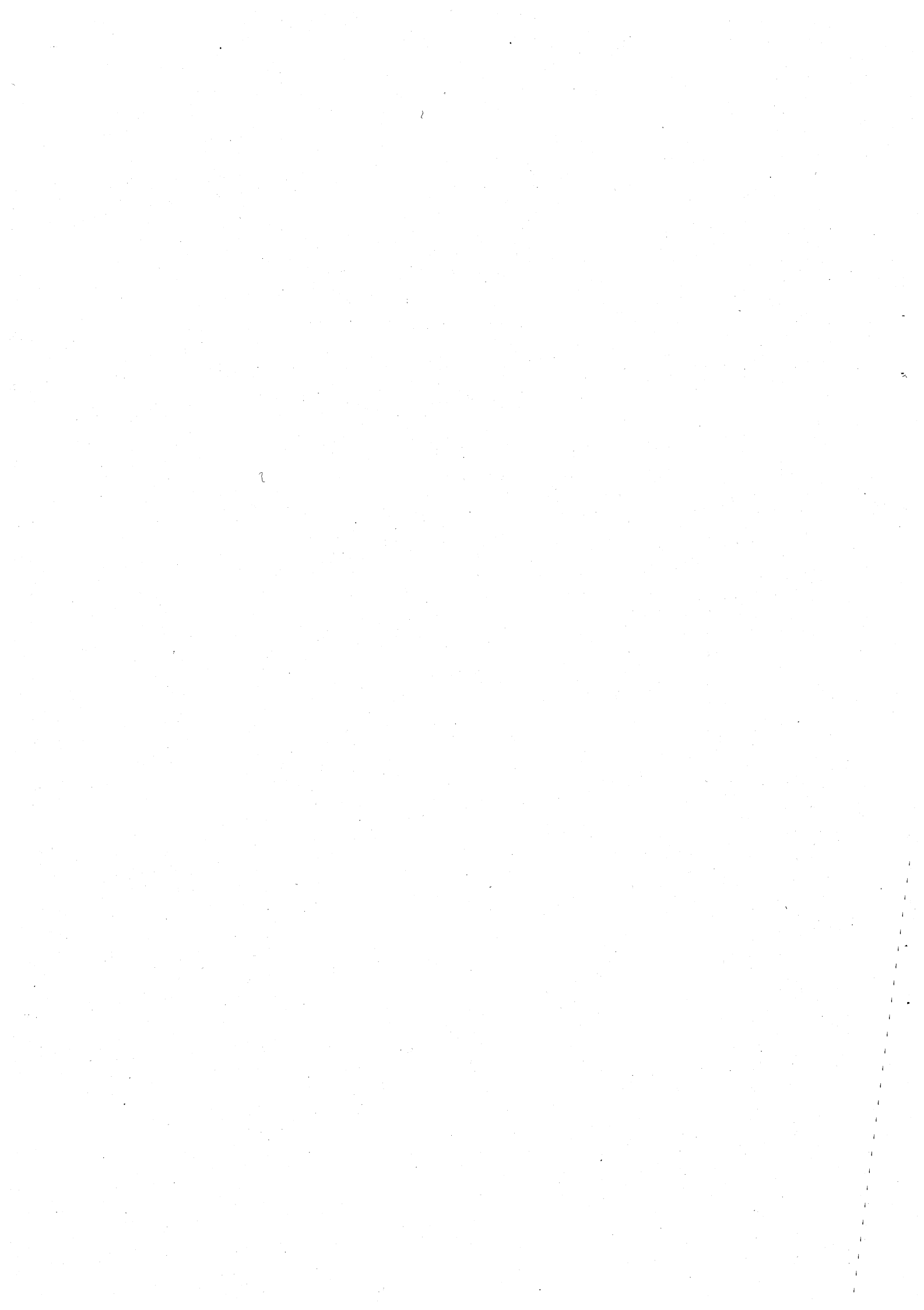
- 今後とも、広報や広報資材の提供、意見交換会の開催等に積極的に取り組むこととしている。

都道府県等に対する要請

- 食品中の放射性物質対策等、厚生労働省が開催する意見交換会に対する関係都道府県等の御協力を引き続きお願いしたい。
- Twitter「厚生労働省食品安全情報@Shokuhin_ANZEN」にて、食品安全情報に特化した情報を発信しているので、業務の参考にしていただきたい。
- 各都道府県等においても、食品安全基本法や食品衛生法の規定の趣旨を踏まえ、地域住民に対する広報や意見交換会の開催などリスクコミュニケーションを一層推進するよ

う、願います。厚生労働省としても、引き続き、可能な限り広報資材の提供や講師・パネリストの派遣等を行うなど協力してまいりたい。

- また、厚生労働省においては、作成したパンフレット等を厚生労働省ホームページ (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/shokuhin/pamph.html) に掲載しているので、関係事業者、消費者等への周知にご活用いただきたい。



国際食品室

1 コーデックス委員会への対応

従前の経緯

- コーデックス委員会は、昭和 38 年に国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）によって合同で設立された国際政府間組織であり、消費者の健康を保護するとともに、食品の公正な取引を確保するため、国際貿易上重要な食品の安全及び品質の基準などを策定している。コーデックス委員会には、平成 30 年 2 月現在、187 カ国及び 1 機関（EU）が加盟しており、総会、執行委員会、一般問題部会（10 部会）、個別食品部会（12 部会、うち 6 部会が休会中）、特別部会（1 部会）と地域調整部会（6 部会）が置かれている。
- コーデックス委員会によって策定される食品規格は、世界貿易機関（WTO）の定める協定において各加盟国が参照すべき基準とされ、食品貿易に重要な役割を果たすほか、我が国における食品のリスク管理にも大きな影響を及ぼすため、厚生労働省としても、関係府省等の関係機関と連携し、積極的に参画している。
- 日本は、食品の安全について横断的に議論する一般問題部会（残留農薬部会、食品汚染物質部会等）に継続的に参画し、日本の実態が反映されるように取り組んできた。また、総会等におけるコーデックス委員会の運営に関する議論にも積極的に関わっている。
- 厚生労働省は、消費者庁・農林水産省と共同で「コーデックス連絡協議会」を開催し、コーデックス委員会の活動や我が国の取り組みについて、国内の消費者をはじめとする関係者に対して情報提供し、意見を聴取している。

今後の取組

- 今後も、食品の安全に関連するコーデックス文書について、我が国の食品衛生規制等との調和を図り、国民の健康を保護する観点から国際的な規格や基準について発言を行い、我が国の意見が十分に反映されるよう、引き続きコーデックス委員会に積極的に参画することとしている。

都道府県等に対する要請

- これまで、食品中の放射性物質の検査結果など、都道府県が実施した検査・調査の結果を、要請に応じてコーデックス委員会に情報提供してきたところであるが、我が国における食品の安全に関する意見をコーデックス委員会において策定される食品規格に十分に反映させるに際し、今後も、都道府県等における食品の安全に関するデータや食

中毒情報等が必要となる場合もあるため、その際には、都道府県等の御協力をお願いする。

- また、ホームページには主なコーデックス規格等の日本語訳 (<http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/codex/06/index.html>) を掲載しているので、必要に応じて参照いただきたい。

